

ガソリンスタンドにおける施設使用料の  
家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて  
(ガイドライン)

1. 全国石油商業組合連合会は、石油製品販売業者を構成員として都道府県単位で設立される石油商業組合によって組織される全国を規模として設立された事業者団体である。

2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

一 ガソリンスタンド：石油製品販売業者が運営する給油所（サービスステーション）のこと。以下「SS」という。

二 SS施設：土地、建物、給油設備等からなる、ガソリン等石油製品を給油するための統合一体的施設をいう。

三 SS事業者：SS施設を使用してガソリン等石油製品の販売を行う事業者をいい、石油元売会社との契約により、当該SS施設を直接占有し、事業のために使用及び収益する者をいう。

四 元売：石油元売会社。SS事業者との契約により、自己の所有ないし使用権限を有するSS施設を、SS事業者に対して使用収益させる者をいう。

3. ガイドラインについて

(1) 総論

SS事業者が、元売との間で締結している当該元売が所有又はその使用権限を有するSS施設の使用収益権の設定を受ける契約は、下記(2)に記載する契約の内容を含んでおり、下記(3)①から⑤までに記載する全ての要素を含むため、令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の申請において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約に相当すると考えられる。

(2) 契約の内容

ア 元売がSS事業者へ付与する権利として、契約書上、次の表記が見られる。

(ア)「SSにおいて、元売から供給等される石油製品を販売およびこれに付

帯する業務（SS営業）を行うこと」

(イ)「給油所において、給油所を運営する権利」

(ウ)「給油所において、元売が特約店契約に基づき供給する商品を販売する権利」

イ SS事業者が元売に支払う対価の名称として、契約書上、次の表記が見られる。

(ア)「営業料」

(イ)「運営料」

(ウ)「運営委託料」

(エ)「運営名義料」など

ウ 契約期間として、契約書上、次の形態が見られる。

(ア) 当初、1年契約とし、その後1年ごとに更新する。更新の際は支払対価のみを変更した覚書を締結する。

(イ) 当初3年から5年程度とし、その後1年ごとに自動更新する。更新の際は、支払対価のみを変更した覚書を締結する。

(ウ) 当初2年間とし、その後1年ごとに更新する。

エ 契約終了時のSS施設の返還については、契約書上、契約終了時に、原状回復のうえ、返還するものと定められている。

(3) ガイドラインの要件への該当性

① 元売が、自己の所有ないし使用権限を有するSS施設を、SS事業者に対して使用及び収益させること。

② SS事業者は、SS施設を直接占有して、使用収益するものであること。

③ SS事業者は、SS施設の使用収益の対価として、元売へ金銭を支払う債務を負っていること。

④ SS事業者によるSS施設の使用は、継続的に行われるものであること。

⑤ SS事業者は、契約の終了時に、SS施設を元売へ返還するものであること。

4. 上記3. の契約に基づいて支払われる金銭のうち、家賃支援給付金給付規程第5条に定める「賃料等」に相当する金額については、使用収益の対象物が、契約書の末尾にSS施設の一覧として列挙（具体的には、土地、サービスルーム（建物）のほか、キャノピー（屋根）、外構、地下タンク、防火塀、カーピッ

ト、計量機などがある。) されていることが多いところ、こうした設備はガソリン等石油製品を給油するため物理的・機能的に統合されており、また、契約書上区分や切り分けを想定しておらず、各々の使用対価の按分も適当でないことから、以下の金額とする。

- ・使用収益権限を受ける契約書に記載された、SS事業者が元売へ支払う金額の月額相当分

ただし、これらの設備の使用の対価と土地及び建物の使用の対価が別途定められている場合など、明確に区別されている場合には、土地・建物の対価のみを申請対象とすることとする。

なお、対価の計算方法は、月額固定額として定められている。対価の算定にあたって、当事者間で契約期間中の石油製品下限販売量を定め、これを基に、別途定める計算式で算定するものが見られるが、対価が、契約期間中、固定額として定められていることに変わりはない（契約更新の際に、下限販売量を変更することで対価が変わることがある）。

5. 申請者は、本ガイドラインを活用した家賃支援給付金の給付申請をする際には、次の資料を添付するものとする。

- ・申請にかかる契約が本ガイドラインに則っている旨の宣誓書
- ・上記4. の支払いを証する書類（領収書、通帳の写し等）

以上